

神戸中華同文学校の立ち退き問題～互讓による解決

The Problem of Removal of Kobe Chuka Dobun Gakko
(Kobe Chinese School) ~ Solution by Mutual Concessions

洲 脇 一 郎

要 旨

太平洋戦争末期の神戸大空襲によって神戸中華同文学校は校舎を焼失した。このため神戸市は臨時の措置として小学校を仮校舎として提供したが、後に中華同文学校は神戸市から正式に借用することになった。しかし神戸市の学校では戦災復興の中で児童生徒数が激増し二部授業などの措置がとられた。市民は学校施設を利用している中華同文学校、そしてそれを容認している神戸市当局を批判した。神戸市と神戸華僑は長い交渉の末に、相互に譲り合って、困難な問題を解決した。交渉の顛末を明らかにし、何をどのように解決したのかを明らかにする。

キーワード：外国人学校 中華同文学校 戦災復興 二部授業

はじめに

神戸中華同文学校は神戸を代表する外国人学校である。外国人学校は、外国人の子どもを教育する施設ではあっても日本の教育法規、したがって文部科学大臣が定める学習指導要領に拘束されることはない。それぞれの外国人学校が独自の教育を展開している。神戸中華同文学校も独自の教育を実施しているが、決して平坦な歴史を歩んできたわけではない。特に太平洋戦争末期の1945年の空襲で校舎を焼失し、1957年に再建するまで幾多の困難を乗り越えねばならなかった。神戸市も戦災からの教育復興に呻吟していた。空襲による校舎の損害、民主主義教育の普及、6・3制の実施による新制中学の新設、激増する児童生徒数など対応しなければならない課題が山積していた。そういう時期に発生したのが神戸中華同文学校の立ち退き問題であった。日本の子どもが教室不足の中で二部授業による教育を受けているのに、なぜ中国人の子どものために小学校を提供しているのかという批判を神戸市は被った。

この問題の解決は必ずしも容易ではなかった。なぜ神戸市は中華同文学校に学校敷地を無償で提供するのか、外交問題に発展するのを恐れすぎているのでないのか、といったことに対して妥当で合理的な解決方法を見出さなければならなかった。紆余曲折を経て問題が解決される

ことになるが、神戸市と華僑側が相互に譲歩して問題の解決に当たったといえよう。そして互譲こそが、この問題を解決に導くことになったといえるのである。

紛争事案は一方の側からだけみたのでは、なかなか事案の実相に迫ることは困難である。可能な限り神戸市当局と華僑・中華同文学校側の双方の立場から問題を検討することにしたい。

1 戦災復興期の教室不足をめぐる問題

中華同文学校の立ち退き問題を理解するためには、まず1945年以降、中華同文学校の立ち退き問題が解決をみた1957年ころまでの神戸の教育をめぐる問題を一瞥しておかねばならない。1945年の空襲・敗戦は教育に極めて深刻な影響を及ぼした。空襲や疎開のために児童数は激減するとともに、校舎も焼失や損壊の被害を被った。1943年の神戸市の国民学校の児童数は131,601人であったが、1945年には34,638人に激減した。神戸の町の復旧・復興とともに児童数は急速に回復し46年53,460人、47年64,467人、48年70,148人、49年77,616人と回復していった。これ以降も毎年増加し1953年には132,324人に達し、ほぼ戦前並の児童数を回復した（もっとも1947年西北神の10か町村、1950年東部の5か町村地区（現在の東灘区）などを合併し市域を拡張しているので、正確には戦前の児童数には達していないが、ほぼ戦前の水準を回復したとみてよからう。）。

児童生徒数の回復・増加とともに、教室は深刻な不足を来たすことになる。1945年3月17日、6月5日などの空襲による被害は、国民学校78校のうち全焼13校、半焼等24校にのぼった。加えて、1947年4月から6・3制の義務教育が実施され、新制中学校のための校舎を確保しなければならなかった。さらに校舎が戦時中や戦後に行政機関や戦災関係住宅に転用されている校舎もあり、再三の明け渡し要求が行われたが計画どおりに校舎を回収することはできなかった。49年度までに175教室が回収されたが神戸市の全保有教室の約1割に及ぶ310教室が主に戦災住宅として転用されたままであった。こうした諸事情が神戸市の教室・校舎の不足に拍車をかけることになったのである。¹⁾

神戸市立生田中学校の校長は「戦後の教育を語る」という座談会で「生田中学校は諏訪山小学校の中にできました。あそこは非戦災校舎だというものの、戦争中いろいろな学校が同居していたせいか、ムチャクチャだったですね。小学校の子どもが疎開しておったりして校舎は割合広かったのですが、机も何もない。職員室は突当たりの物置のようなところでピンポン台を並べてつくりました。（中略）実際に授業が始まったのは五月一日からでした。その授業がまた、机が無いので新聞紙や風呂敷を敷いて座りこんでねえ、それに教科書もないしね。学校じゃないですから、お守りですね。」と述懐している。「非戦災校舎」というのは、空襲による被害を受けていないという意味である。新制中学校が始まった当時の学校の様子を知ることができる。

²⁾

教室不足への応急的な対応として、特別教室の転用、講堂の間仕切り使用などとともに小学

校では、二部授業が行われた。二部授業とは「児童ヲ二部ニ分チ其ノ一部ノ教授了リタル後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得」(1900年「小学校令施行規則」第34条) というもので、教員が不足している場合、校舎が不足している場合に止むを得ない措置として行われてきたものである。たとえば午前中は低学年の授業が、午後は高学年の授業が実施されるものである。教育関係者は二部授業を不正常授業とも呼んでおり、その解消は焦眉の急であった。³⁾

神戸市内においては、1948年度には二部授業の学級は320学級に及んだ。二部授業実施学級数は51年度348学級を最大として、それ以降漸減し55年度114学級、57年度46学級、60年度に解消された。なお中学校では神戸市当局は二部授業を実施しない方針であり、教室の不足のための二部授業は小学校のみで実施されたのである。⁴⁾

2 中華同文学校の沿革

神戸華僑の子弟のための最初の学校（神戸華僑同文学校）は1899年9月に中山手3丁目に開設された。1898年に戊戌の政変で日本に亡命した梁啓超が在神華僑のための学校を興すべきことを訴えたことが直接の動機であり、それは清の光緒帝の詔勅に依拠したものであったという。翌1900年名誉校長に犬養毅（前文部大臣、後に総理大臣）が就任し開校式が挙行された。初年度の生徒数は121名であり、広東語の学校であった。

その後、第一次世界大戦期の好景気により1910年代から20年代にかけて阪神地区の華僑の人口は増大した。これに伴って児童数が増大したため1914年に神戸華強学校（広東語）が中山手2丁目に開設され、さらに1919年には中華学校（北京語）が北長狭通3丁目に開設された。この両学校は経営難に陥ったため1928年合併が行われ神阪中華公学（北京語）となり中華会館が運営することになった。

1938年に中華公学と同文学校の合併問題が起こり、翌1939年に合併して神戸中華同文学校に改称し、9月13日に開校された。生徒数は411名、教職員は19名、授業で使用する言語は北京語となり、中華民国臨時政府が編纂した教科書が使用された。教科書と教育内容は本国と同一のものとされたのである。日本語や体育の授業のために日本人の教師が雇われたが、教師の中心は中国で教師の資格を得た人々であった。

神戸華僑は日中戦争下にあって弾圧など様々な困難を強いられたが、1945年6月5日の大空襲によって中華会館や關帝廟とともに、中華同文学校の校舎も焼失してしまった。⁵⁾

3 校舎返還問題の経過概要

中華同文学校の校舎返還問題は複雑な経過をたどって解決をみた。まず神戸市側が作成した年表によって経過の概要を示しておくことにする。⁶⁾

1945年6月 6月5日の米軍による空襲によって神戸中華同文学校の校舎が焼失

1946年1月 中華同文学校は元神戸市立大開小学校の大部分の借用を神戸市に申し入れ使用

- 1947年6月 上記校舎貸借文書を締結
- 1953年1月 この年の初めから神戸市教育委員会は上記校舎の返還を中華同文学校へ要求
- 1955年4月 校舎の一部12教室の返還を受け兵庫中学校分校を開設
- 1956年9月 旧大開小学校校舎（42教室）の返還に関する覚書を締結
- イ 神戸市より中華同文学校校舎建設敷地として生田区旧中宮小学校跡地1348坪を無償貸与
 - ロ 中華同文は校舎を返還し、生田区北野町の宅地534坪と現金50万円を神戸市に寄付し、大開校舎改修費1600万円は要求しない。
- 1958年10月 中華同文学校、校舎新築に着手
- 1958年8月 中華同文学校、学校法人として認可の見込み
- 1959年9月 中華同文学校校舎竣工し移転。旧大開小学校校舎を神戸市に返還。

神戸市立大開小学校は1945年3月17日に空襲で被害を受けたが、損害は比較的軽微なものであったと思われる。1945年末頃に作成されたとみられる「国民学校児童収容替臨時措置案」では、予定児童数59人、学級数は2クラスの見込みで、中華同文学校を同校に臨時に収容することになっている。大開小学校は兵庫国民学校に移転し両校が併置されていたが、1948年に兵庫小学校に統合された。⁷⁾

次に中華会館編『落地生根 神戸華僑と神阪中華会館の百年』によって、この問題の経過をみておく。空襲によって校舎を焼失した同文学校の李萬之校長および董事は神戸華僑臨時弁事処と連名で、神戸市に対して校舎の使用、授業再開を申し出た。神戸市長中井一夫などと交渉した結果、大開小学校の校舎の一部を借り受けることができた。大開小学校は罹災していたので、校舎を修理しないと使用できない状態であった。1946年1月、李校長らは大開小学校を訪れ、ドアの修理、壁の塗り替え、トイレの清掃、運動場の整備などを行った。こうして大開小学校で授業が再開されることになったが、当時の生徒数は694人、11クラスであった。

大開小学校での授業や学校運営には、校舎の借り受けや通学の不便などの問題があったため、同文学校自身の校舎を建てることがしだいに切実な課題となった。それには、校舎の用地を確保することと建設資金を調達することが必要だった。

学校用地の確保のために、同じく空襲で焼失した旧中華会館の跡地（神戸市生田区中山手通6丁目）を使用することになり、社団法人中華会館はその所有地を同文学校に寄付した。建設資金については華僑から寄付を募り1億3000万円が集まった。

同文学校は、大開小学校の修理に要した費用と新たに購入した北野町の約1500平方メートルの土地を神戸市に寄付する代わりに、中華会館跡地の北と東に隣接した神戸市立中宮小学校の土地約4960平方メートルを校用地として、神戸市から無償で借用し、中華会館の跡地とあわせて学校用地を確保した。

学校建設は「神戸華僑全般にとっても有史以来、空前の大事件」であったが、団結の力によって、建築工事は1958年から開始され、59年9月新しい校舎が竣工した。学校建設に携わった人々は「私たち現代の華僑は子々孫々に本当に価値のある遺産を残し得た」と語っている。

1959年7月当時同文学校は、小学校と中学校を合わせて25学級、1104名の生徒、43名の教職員がいた。59年9月18日に校舎移転、22日から新校舎での授業が始まった。同文学校はのちに学校法人の資格を取得し、多くの人材を育成した。また新校舎の講堂は神戸華僑の集会所としても大いに活用されている。⁸⁾

『落地生根』はこのように述べており、おおむね神戸市側の記述と一致している。しかし、校舎の返還をめぐる、神戸市と華僑との紛争解決に向けての努力の実態は必ずしも明らかにされているとは言い難い。ここでは、可能な限り、何が問題であったのか、双方がどのように問題を解決していったのかを検討してみる。

4 中華同文学校の立ち退き問題の解決

(1) 神戸市立大開小学校校舎を中華同文学校へ貸与

問題の発端は、戦災で校舎を失った中華同文学校に校舎を提供したことであるが、前述の「国民学校児童収容替臨時措置案」では、中華同文学校だけでなく私立学校にも国民学校の校舎を提供している。この当時の状況について神戸市は「終戦直後神戸中華同文学校から元大開小学校校舎（鉄筋五十四教室であるが戦時中爆撃をうけ一部破損していた）の借用方を申し入れ、正式に借用願いを提出したのは昭和二十二年六月であります。当時神戸市は焦土と化した直後のこととて人口も四十万足らずであり学童数も少く校舎に相当数の余裕がありましたので市は当該校舎を一時貸与することになったのであります。」（「元大開小学校より中華同文学校の立退にかかる交渉経過の概要」）

中華同文学校から正式に「学校借用願」が神戸市長小寺謙吉宛てに提出されたのは1947年7月であったようである。神戸市長は8月1日付で借用を許可した。校舎の借主は「神戸中華同文学校々董会 董事長吳玉臣」で、借用期間は昭和22年7月から24年6月、但し期間満了のときは協議により借用期間を更新できる、借用目的は中華同文学校教育施設、使用料は1か月6316円で3か月ごとに納入する、借主において必要と認めるときは借用主の費用をもって校舎を修理し又は模様替をすることができるとされた。

この間の事情について中華同文学校側は「一九四六年一月神戸市当局の御好意により戦災を受けた元神戸市大開小学校を借り受け、これに不断の修理と改善の手を加えて、学校復旧の仕事に専念してまいりました。」（「学校法人神戸中華同文学校建築概要」）と述べている。

1950年大開小学校に仮事務所を設けていた水道局が移転したため、中華同文学校校董会は大開小学校の10教室を追加借用することを神戸市に申請し承認された。

(2) 教室不足の本格化と請願書の提出

前述の「交渉経過の概要」は生徒急増期の状況を次のように要約している。

「ところがその後累年疎開者の復帰、或いは復興に伴う社会増等で加速度的に人口が増加してまいりまして、昭和二十七八年頃には終戦当時の二倍の約八十万を突破するにいたり更に激増一途を辿ることが明らかになりました。

従って地元元大開小学校区内居住の学童数も校区時代の学童数を凌駕する状態となりましたにもかかわらず、これまでの臨時措置として隣接校区の学校に分散就学しているため受入側の各学校では学童が激増していずれも不正常の二部授業を多学級にわたり実施するの止むなき窮状に立ちいたりました。

そこでこれが打開策としては早急に元大開小学校を復校し、地元の分散学童を統合収容し、二部授業を解消するより他に道がなくなったのであります。」

1953年12月16日付で兵庫区の住民1018人が神戸市会に「市立大開小学校復活開校に関する請願の件」を提出した。住民らは請願の理由を次のように述べる。

「一 頭書の大開小学校は六十有余の教室を備え優に三,〇〇〇の児童を収容なし得る市立屈指の広大なる校舎であります。

これを開校されなば、その周辺の兵庫、川池、中道、水木等の各小学校及び、これに連なる校区の通学区域の再編を施さば、現今世論の喧しき二部教授の解消も敢て至難ではありません。殊に旧大開校下より毎日、不便を忍んで他校に食客的通学を余儀なくされて居る児童の憫然たる苦痛を救い、併せてこの区域の戦災による復興も日に日に目醒ましく、これに伴う人口の増加による年々の就学児童も亦恵まれる結果となりますので、一日も速やかに再開されますよう御努力の程懇請致します。

一 猶本件の最大対象である中華同文書院の移転については、当局において御接渉相成同院の理解に俟つことは必要なれども、同院は生田区方面に校舎を持つことが蓋し便利でないかと思考されますので、若し如斯運びとならば両者の幸これに過ぐるものはありません。

一 何卒旧大開校下住民の熱望を容れられ、且独立国神戸市の面子の為にも、これが実現に最善を尽されん事を茲に下名等一,〇〇〇名連署して請願致します。」

神戸市当局もこうした事情は熟知していたに違ひなかろう。この問題の解決に向けて交渉を開始したものと思われる。最初に実現したのは兵庫中学校の分校設置のために教室の一部の返還を受けることであった。

1955年3月元大開小学校内に兵庫中学校分校を開設することを中華同文学校が承認した。この時は1年生用の6教室の返還を受けた。さらに翌1956年に返還部分は1年生用12教室に拡充された。兵庫中学校の生徒数は、1955年度2706人、1956年度2864人と激増し収容対策に苦慮していたのである。

(3) 移転先の学校敷地の確保と市営住宅の立ち退き問題

華僑の学校は中央区に確保するのが望ましかった。1949年当時、在神戸中国人の居住区は生田区が最も多く4843人、次いで葺合区が773人で神戸市全体では7506人であった。生田区には64.2%が居住していた。14歳未満人口でも生田区居住者は2054人であり神戸市全体3199人の64%であった。通学の便からいっても新たに用地を確保するすれば生田区が望ましかったのである。神戸市も生田区において用地を確保しようとしていた。学校用地の候補地が旧中宮小学校の跡地であったが、そこには戦災復興の市営住宅が建設されていた。中宮小学校は空襲で全焼し、市営住宅が建設されていたのである。神戸市が中華同文学校の建設用地として提供しようとしていることが新聞で報道され中宮住宅の住民が知ることになった。1955年5月31日付で神戸市長原口忠次郎宛てに「決議文」を提出した。住民44名の連名であった。「移転には絶対反対します。もし中華同文学校建設の土地を物色されたら、他の適当な土地を選ばれんことをお願いいたします。」

「決議文」の提出後、住民要望の根拠を理論的に整理し、6月に厳しく神戸市に突き付けている。法的にみてもっとも困難な問題は特定の外国人学校に市有財産を無償で提供できるのか、住民の立ち退きを求めほどの公益性のある行為なのであろうか、ということがこの問題の本質であったと思われる。反対する根拠を整理してみる。

「日華親善」（日中親善）については毛頭異存はないが、中宮市営住宅の住民のみが犠牲に供されるいわれはない。

「大開校明渡し問題」については兵庫中学校校下の実情は大いに同情すべきであるが、神戸市当局が移転以外に方法がないというのは当局の怠慢であり無能であるといわざるを得ない。「大開校内に不当にも同文校教員宿舎として占拠している二十数教室の開放返還を求める」とによって兵庫中学校の問題の応急的な解決になるのではないか。

他に適地があるので市当局は華僑側の主張に安易に従って実態調査を行っていない。セントマリア学院跡が移転先の適地である。

同文学校は日本の教育基本法、学校教育法、私立学校法に基づく学校法人の設立を為しておらず、在神華僑有志によって中国本国の教育を行っている一私塾に過ぎない。このような団体に対して神戸市当局は「日華親善」という漠然たる美名を掲げて1億円相当の重要財産を無償提供しようとしているもので、不当・無謀な行為であり神戸市民全体の許しがたいところと信じる。

市有重要財産の処分は適正相当な対価を得なければならないことは、地方財政法の厳命するところであるにかかわらず、中宮住宅を与えることに対する対価を得ようとしているのか。地方自治法第212条は公の支配に属さない教育事業に対し、公共団体の財産、営造物をその利用に供してはならない旨明示しているのに、法令違反を犯してまで1億円近い重要財産を中国側に提供しようとするのか。

住民側の主張のうち主な事項を列挙した。その内容には一部事実誤認や誹謗等もあるが、重要な主張もある。移転に反対する根拠として地方自治法の各条文を抜粋して示している。第212条のほか、第213条（財産の管理及び処分）、第215条（異議申立）、第230条（公の支配に属さない教育事業等に対する公金支出の禁止）、第243条（財産処分に関する議会の議決）、第243条の2（住民監査請求）である。要は学校法人でもない団体に対して、適正な対価なくして重要な財産を無償で貸し付けしようとしているのではないかという主張である。神戸市はこの問い合わせに答えなければならない。

(4) 神戸市教育委員会と中華同文学校との覚書の締結

神戸市教育委員会と神戸中華同文学校は問題解決のために折衝を重ねるとともに、神戸市教育委員会は法的解釈をはじめ各種の調査を行っていた。この問題の解決のためには、神戸市側は同文学校に学校敷地を提供する理由の整理、同文学校側は資金の確保など難問が山積していたといってよいであろう。

1956年6月5日付で神戸市の内部的な事務処理について文書が作成された。これより前に宮崎辰雄助役、瀧川儀作、中華同文学校代表者の三者会談において申し合わされた事項を神戸市として処理するために作成されたと考えられる。「住宅用地と現金の受理」「土地の交換」「市営住宅居住者の転居先」「中華同文学校の学校法人手続き」「市有地の使用許可」である。教育委員会だけでなく神戸市全体として、この問題の処理を円滑に進めようとしたものである。学校法人手続きについては「市有地を貸与する場合は自治法第212条に抵触するので学校法人としての手続きをとらなければならない」としている。

神戸市教育委員会は、1956年9月5日の神戸市会文教委員会で説明を行った。「①元大開小学校の学童数が戦前以上に増加してきたので返還要求をすることにした。②折衝仲介として日華協会会长滝川儀作氏に依頼して約2年間交渉した。③8月2日両者間に了解点に達したのでこの際報告して（文教委員会委員の）皆様の了解を得たい。」として、覚書の内容が報告されている。少し長いが全文を掲げておくことにする。

覚書

神戸市教育委員会（以下甲と称する）と神戸中華同文学校々董会（以下乙と称する）との間に左の通り覚書を締結する。

第一条 乙は甲の所有に属する元神戸市立大開小学校の校地校舎を甲へ早期返還する為神戸市生田区中山手通六丁目四六ノ一番地 同四六番地ノ二へ移転するものとする。

第二条 甲は乙が第一条に規定する場所へ移転するに際し、甲の所有に属する土地の使用については、別に定める土地使用貸借契約によって無償使用を許可するものとする。

但し乙は当該土地の使用貸借契約締結前に学校法人の認可（事情により仮認可）を受

け置くものとする。

第三条 乙は校舎として使用するため、復旧修繕費として概算見積額一、六〇〇万円を要した元神戸市立大開小学校の施設を現状のまま甲に無償で引渡すものとする。

第四条 乙は第一条に規定した甲の所有に属する土地の使用開始前に当該地上にある市営住宅の移転先用地として神戸市生田区北野町二丁目一四番地ノ一及び同番地の三の土地五三四.〇二坪と同区山本通四丁目九七ノ一の地上権解消に要する経費の一部として金五拾万円を甲に提供するものとする。

第五条 乙はその移転先の地上に居住する住民の徹去（昭和三十二年十二月の予定）后三ヶ月以内に当該乙所有地上に鉄筋コンクリート造りの校舎及び附属建物の建築に着手するものとする。

第六条 この覚書に関し必要なことは甲乙協議の上決定する。

右覚書の証として本書二通を作成して各自その一通を保有する。

昭和三十一年九月二十日

甲 神戸市

代表者 神戸市教育委員会

委員長 安川 與八

乙 神戸中華同文学校々董会

代表者

会長

神戸中華同文学校校董会

董事長 王 昭徳

この覚書には教育委員会委員長の念書が添付されており、それは第2条の使用貸借契約に関するものであって、念書には毎年1回契約を更新する、契約更新に際しては中華同文学校が土地を使用するに至った事情、目的等を考慮して神戸市教育委員会は引き続き同文学校が使用することに支障なからしめんことを確認する、としている。

こ覚書の中には、中宮住宅の住民からの疑問に対する回答が用意されている。まず、神戸市が華僑側に与える利益と神戸市が華僑側から受ける利益を可能な限りバランスさせようとしていることである。旧中宮小学校の土地の提供の見返りとして、北野町の土地、現金50万円、それに元大開小学校の復旧修繕費の概算額1600万円がバランスするものとしていることである。第二に中華同文学校が学校法人格を取得することである。これは同文学校の管理運営主体を明確にし、学校の運営を目的とした法的人格を持った団体がこの学校の運営することにしたものである。校董会というような権利義務の主体になりえないものではなく、学校法人と

して学校自体が権利義務の主体になるのである。さらに学校法人は学校の運営を目的とするものであって政治活動を行うものではないことを明らかにしたのである。第三に旧中宮小学校の使用貸借は1年ごとに更新されたことである。法律上長期間に亘る利益の供与を避け、地方自治法の規定に抵触しないようにしたものと思われる。10年以上に及ぶ権利の設定や処分は議会の議決が必要で、しかも3分の2以上の特別多数が必要だったからである。もっとも華僑側からはいつ返還要求がなされるか不安定な状態に置かれるので覚書の提出が求められたのである。このように神戸市としてはかなり苦慮して覚書案を作成したことがうかがわれる。

また瀧川儀作に対しては神戸市長原口忠次郎から「長期間に亘り日中間の問題処理のために骨身を惜しまず折衝にあたられたのであります。その成果としてここに円満解決をみるに至ったのであります。これ偏に貴下が日華親善を祈念せられての御誠意によるものでありまして深く感謝の意を表する次第であります。」との感謝状が贈られた。瀧川儀作はマッチ製造業を経営するとともに神戸商業会議所会頭を務めるなど戦前から神戸の有力な財界人であった。華僑とも広く交際があり、日中関係の改善に努力していた。神戸市と華僑との間の困難な問題にあたって仲介者として瀧川が登場したのは興味深い。「神戸中華同文学校移転問題裁判の趣旨」と題される文書で瀧川は「独り中日親善のみならず、将来東洋平和の為貢献する処、不尠もあるを信じ本調停の為微力を輸したる小生としては、感謝、感激に不堪処」であると述べている。⁹⁾

(5) 覚書締結後の問題

覚書の締結で問題が円満解決をみたわけではなかった。覚書の内容を早期に実行する必要があった。そもそも覚書には中華同文学校がいつまでに移転するのかがはっきりしていなかった。文書で移転時期を明示できなかったのかもしれない。

兵庫区の住民・保護者から大開小学校の早期引き渡しを求める要望が提出されることになる。

1956年10月22日兵庫中学校育友会から「陳情書」が提出された。兵庫中学校への入学者の激増が予想されるので、至急神戸中華同文学校の移転を完了させてほしいというものであった。

「神戸市の旧市内中、兵庫区の児童、生徒数は第一位を占め、特に都心部の兵庫、川池、中道、水木、入江の各小学校及び兵庫中学校の児童、生徒数は逐年増加しているのであります。共に学校の運営におきましては特に不正常授業の激増を始め憂慮すべき面が多々発生しております。殊に兵庫中学校に於きましては右の五小学校区をもち、且年を逐つて生徒数は激増を重ね、現在では四九学級、その数実に二九〇〇余名に達し全日本中学校中でも一、二を争う程の在籍を有し、とても現在の校舎にては収容し得ず、元大開小学校（現中華同文学校）の校舎に昨年に倍する十三学級の分校を持たざるを得ない現状であります。

更に昭和三十二年度には本校に入学する児童数は一一七二名に達し實に一校五二ヶ学級を編成するの止むなきに至る見込となつております。又兵庫小学校は、現在四五ヶ学級を有し、音楽、図書教室をも普通教室に転用し尚且二部授業学級一八の多きを数え、昭和三十二年度に於

ては四八ヶ学級、二部授業の学級に至つては、二八ヶ学級（特別教室を転用せぬ場合）となり、更に今後三ヶ年は更に増加の一途を辿る見込となつております。

斯の如き状勢より判断致します時、昭和三十二年度の入学児童を受け入れるためには、二部授業は一年生より四年生の一部にも及ぼされ到底満足なる教育を施す術もない状態となることは自明の事実であります。

尚川池、中道、水木、入江の四小学校に於ても右とほゞ同様の状態であります。

依つて市当局は初期の計画を完遂されるよう、至急神戸中華同文学校の移転を完了せしめ、大開小学校（現有教室数五四、五）の復興と共に兵庫中学校生徒及兵庫小学校の児童を収容し教育の正常な運営が出来るよう、関係各位の御配慮御支援を賜わりたく茲に陳情致す次第であります。」

児童生徒の収容対策は差し迫った問題であった。兵庫中学校育友会は神戸中華同文学校の移転問題の方向性は承知していたが、「一応この問題も解決の方途の向かい一つあると存じましたが、^{調査するところによりますと、}昨今の状勢では早期解決もむずかしい様子も見えて参りましたので、折角あと一步のところで本問題が白紙に還ることとなりましたならば、その影響はひとり本校のみならずひいては校区五小学校にも及ぼすところ甚だ大きなものがあります」の会議を開いて協議したいと言っている。収容対策は限界に来ており、中華同文学校の早期移転が強く求められたのである。

また課題として学校法人化の問題がある。学校法人の認可は兵庫県の事務であって直接神戸市が行う事務ではないが、神戸市としても早期に学校法人化が進むよう取り計らうことが必要だった。覚書締結前に学校法人化の見込みについて兵庫県に照会した上で、1956年8月13日付で兵庫県総務部教育課長から神戸市教育委員会宛に「学校法人中華同文学校設立認可について」という回答がなされた。「学校法人中華同文学校設立認可のことは校舎建設予定地である神戸市所有の生田区中山手通六丁目四六ノ一の土地が将来学校に所有権移転することを条件にして認可申請があれば、これを認可できる見込ですから通知します。」1958年10月16日付で兵庫県総務部長から学校法人中華同文学校設立代表者王昭徳宛てに学校法人中華同文学校設立について通知があった。「昭和三十三年四月十二日付で認可申請のあった学校法人中華同文学校の設立については、神戸市生田区中山手六丁目に設置準備をしても差支えありませんので通知します。なお施設々備が完成し、法令に違反のない場合は私立学校審議会に諮り、認可される見込みでありますからただちに教育課に連絡せられたい。」というものだった。¹⁰⁾

1959年1月、学校建設資金を調達しようとする董事長陳徳仁ら華僑側から神戸市に対し学校への寄付金にかかる所得控除申請を行うので副申をしてほしい旨の申し出があり、神戸市はこれを了承し大蔵大臣佐藤栄作宛てに「神戸中華同文学校指定寄附金承認申請書副申」を提出した。指定寄附金制度を利用しようとしたのである。学校施設は1958年12月に建築工事に着手しており59年7月には竣工する予定であり、大蔵大臣への申請は寄付に応じた者は所得控除が受

けられるようにするものであった。

このような経過をたどってようやく神戸中華同文学校の校舎が竣工することになるのである。

終わりに一 互譲による解決

1959年2月に神戸市監査委員による神戸市教育委員会の事務について定例監査が実施され、中華同文学校の移転問題も監査の対象となった。「本件が過去7年間の紛争の結果、漸く解決をみたことは市にとってはまことによろこばしいことであり、いわば国際的な問題に敢えてとり組んだ関係者の労苦に対しては同情と敬意を払うにやぶさかでなく、二部授業の解消という大きな目標を達成するには万やむを得なかったものと思われる」と評価した。

この監査報告が述べるように、神戸中華同文学校の元大開小学校からの移転は様々な困難を伴うもので、関係者は多年にわたって粘り強く問題の解決に当たった。双方の利害が対立する問題についてはすでに述べたとおりである。これらの諸問題を解決することができたのは神戸市と神戸華僑が互譲によって妥当な解決方法を見出したからであろう。

神戸中華同文学校は神戸を代表する外国人学校となっており、多様な人材を輩出するとともに神戸の国際性を示す施設となっている。しかし現在の校舎が誕生した経緯について知る日本人は少ないのでなかろうか。また神戸市の関係者もこの問題にさほど関心を示してこなかった。この事件はいわば忘却の中にある。互譲による解決が発展につながったことを知ることは意義があるであろう。

注

- 1) 戦災復興期の神戸の教育については、神戸市教育史編集委員会編『神戸市教育史 第二集』(神戸市教育史刊行委員会、1964年) 287~394頁を参照。
- 2) 兵庫県教育史編集委員会編『兵庫県教育史』(兵庫県教育委員会、1963年) 929~931頁。
- 3) 二部授業の沿革、特に二部授業をめぐる論争については前掲『兵庫県教育史』323~328、352~362頁。神戸市の戦前期の状況については、神戸市教育史編集委員会編『神戸市教育史 第一集』(神戸市教育史刊行委員会、1966年) 352~358頁。神戸市の「小学校における二部授業は、教育費を節減し、学校の増設を見合わせることから起きた教室不足を補うための窮余の策として、明治三四年坪野市長によって推し進められたものだった」が1926年4月撤廃された。1913年度(大正2)には、310学級、全学級数のうち46.9%が二部授業を採用していた。

1900年(明治33)「小学校令施行規則」第34条は次のように規定していた。

「左ノ各号ノ一ニ該当スル時ハ尋常小学校若ハ其ノ分教場ニ於テハ児童ヲ二部ニ分チ其ノ一部ノ教授了リタル後他ノ一部を教授スルコトヲ得

- 一 児童ノ数七十人以上百四十人未満ニシテ本科正教員一人及准教員一人ヲ置ク能ハサルトキ
- 二 児童ヲ同時ニ容ルゝニ足ルヘキ校舎ノ設ナキトキ

前項ノ場合ニ於テハ毎日ノ授業時数ヲ各部三時以上トス。但シ年少ノ部ニ在リテハ之ヲ二時ト為スコトヲ得」

1941年の国民学校令施行規則第54条は、

「土地ノ情況ニ依リ初等科ニ於テハ全部若ハ一部ノ児童ヲ前後二部ニ分チテ授業ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市町村，市町村学校組合又ハ町村学校組合ニ於テ其ノ期間ヲ定メテ地方長官ノ認可ヲ受クベシ」

1947年の学校教育法施行規則第21条では，

「小学校においては，特別の事情があるときは，二部授業を行うことができる。」

前項の二部授業を行う場合においては，設置者は，その事情及び期間を具し，地方長官に届け出なければならない。」

現行法では，学校教育法施行規則第9条で次のように規定している。

「二部授業を行うことについての届出は，届出書に，その事由，期間及び実施方法を記載した書類を添えてしなければならない。」

近年においては教員不足による二部授業はみられないと考えられるが，教室不足による二部授業の例として災害によって教室が不足する場合がある。1995年の阪神・淡路大震災でも二部授業の実施例がある。

- 4) 前掲『神戸市教育史 第二集』。神戸空襲による学校の被害については『神戸市教育史 第二集』155～157頁のほか，洲脇一郎「神戸空襲と国民学校」(神戸親和女子大学『教育センター紀要』第6号，2010年7月)を参照。この論文で筆者は「国民学校児童収容替臨時措置案」等を紹介した。
- 5) 中華会館編『落地生根－神戸華僑と神阪中華会館の百年』(研文出版，2000年) 106～109，150～152，206，207，211～214，218頁。
- 6) 神戸市教育委員会が作成した経過の概要等による。
- 7) 前掲『神戸市教育史 第二集』の中の校園沿革史による。
- 8) 前掲『落地生根』242～245頁。陳徳仁編『学校法人神戸華僑同文学校八十周年紀年刊』(神戸中華同文学校理事会，1984年)。
- 9) 横田健一『日本のマッチ工業と瀧川儀作翁』(日本のマッチ工業と瀧川儀作翁刊行会，1963年) 358～361頁。1959年に瀧川は神戸中華同文学校新校舎落成にあたって，神戸華僑同文学校董事会から功労者として胸像を贈られた。
- 10) 学校法人となつても学校教育法第1条にいう学校となつたわけではない。多くの外国人学校が法律上は各種学校となつてゐる。日本の学習指導要領に拘束されることを回避するためである。
　　本件が問題となつた時に，神戸市は義務教育の就学義務が外国人及ぶのか，高等学校入学資格は認められるのかなどを検討している。
　　近年外国人が子どもの教育を放置した場合はどうすべきかなどが議論されている。2012年の「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査委員会」の調査報告がある。外国人学校全般については，朴三石『外国人学校 インターナショナル・スクールから民族学校まで』(中公新書2008年)がある。